

川 茂 村

〔都 留 市〕

川茂村は、都留市の中心から北東に位置し、桂川左岸の河岸段丘上にある。その段丘は後にすぐ山がせまり、きわめて狭い。したがって、集落は桂川に面した山裾の緩斜面に本村があり、本村から少し北東に離れた「字坪松」に枝郷坪松がある。

『甲斐国志』によれば、往古、川面とも表わしたと伝える川茂村は、桂川左岸の山裾の緩斜面に位置するため後方に山を背負い、前方に川を抱く地形にちなみ、「川おもて」の意から地名が生じたとされるところである。

川茂村は江戸期から明治八年（一八七五）に至る間の村名であって、古くは小形山に属していたが、寛文検地に際して分村したものと『甲斐国志』は記している。

『甲斐国志』の記述を参考にしながら絵図を読みとると、村の境界は「東南ハ桂川ヲ隔テテ古川渡ト境」と記してある。絵図では左下に「桂川」と記入してあり、川は右へ（東へ）ほぼ一直線に流れ、右端を北東へ向けて終わっているが、中央部に橋が描かれていて「川限古川渡村境」と記してあり、絵図と『甲斐国志』の記述は一致する。また、「西ニ立山ヲ限り、又南ハボウ沢山足ニテ桂川羽根子村ト境」と記しているが、絵図では山名の記入はないものの、縦に「下谷村枝郷羽根子村境」と二か所に書かれており、左上左端が切られた形で表わされているのが立山の川茂村部分であり、その下の山の沢をボウ沢と称して「羽根子ト境」と記したものであろう。これを下谷村の記述からみると、「北ハ横吹沢川ヲ限り川茂ト境」とあるので、川茂村ではボウ沢と称し、下谷村では横吹沢川と称していたことがわかる。

興味深いのは小形山境である。「西北ハ夕日当、ハマヒ場・クマ峯ヲ限り小形山ト境」と記しながら、絵図には「夕日アタリ」「ハマヒ場」「クマ峯」の上部に「畑」や「田」が描かれており、その上に小形山境としてある。この「畑」や「田」は、小形山村の古宿集落の一部とその東南部付近にあたる。『甲斐国志』の記述と絵図とが合わないが、このことについて更に同書は「田島ハ小形山ト相交リ区域分チ難シ」と記している。即ち「夕日当り」からクマ峠の峰にかけてが小形山の境としながらも、その山の裏側にも川茂村分の飛び地が入り交っていたことを言っているので、絵図上も境を上部に描いたものであろう。なお、小形山・川茂の地番の入り組みは現在も続いている。



川茂橋と川茂の家並

東北にかけては『甲斐国志』には記述がなく、絵図でも「小形山村境」とあるものの、特に目印となる境界地点を示していない。ただ『甲斐国志』は「ボウ沢ヨリ諏訪ノ森ニ至ルマデ貳拾貳町、川茂橋ヨリ北山ノ峯マデ凡八町」としているので、「諏訪の森」が東の境となることがわかるが、その他の地点は絵図には描かれていない。北山の峰もクマ峠であるか、ハマヒ場であるか、不明である。西のボウ沢も描かれていないが、『甲斐国志』山川之部に横吹山に民家が「三両家」あって、長生寺領に住む者は下谷村の羽根子に属し、川茂村地内に住する者は川茂村に属したとしているので、横吹が下谷村との



浄泉寺

境界点であったことが知れる。

次に山は絵図に八つ見えるが、山名を記したものは「夕日あたり」「ハマヒバ」「クマ峠」「アケ久保」の四つである。このうち「クマ峠」は現在「ハマヒバ」のところに称しているので、名称が変わったものか、絵図の間違いかであろう。西北西、一番高く描かれているのは高尾山（現称高川山）であろう。『甲斐国志』はこれらの山名については全くふれず、高尾山の峯につづきとして「坪松」で終わると紹介しているにすぎない。

川は、村名由来となった前記の桂川以外に、絵図中には二筋見えるが、川名は記されていない。上部の「下谷村枝村羽根子境」という文字のあたりから発した川は、ほぼ直流して北東へ流れているが、その川が大棚・古屋渡の沢から流れ出す、『甲斐国志』でいう「小形山川」であり、現称の高川である。

もう一筋は用水である。左下に「桂川」の字が見えるが、その「桂川」の字の上に「川茂村・小形山村組合用水」とあって、山足をめぐり、川茂集落地内は隧道で抜け、坪松をへて北転し、高川に合流している。これが二ヶ堰と称される灌漑用水である。

文化三年の「明細書上帳」によれば、「田水、天明二年寅ヨリ川茂・小形山両村始テ池ヲウカチ通候、是ハ下谷村枝村羽根子境より当村迄長式拾六町」云々とあり、開削の年を明らかにしている。

川茂への道路は、小形山村からの道と古川渡村からの道が主要路である。古川渡とは「川茂橋」で結ばれているが、絵図に「川茂村・古川渡村組合」とあるように、管理は二か村が当り、架け替えの折などは入用金でまかなわれるが、工事や人足は二か村組合でまかなわれた。この橋は現在の位置より南にあって、ずっと低いところにかけられていた。諏訪明神の前あたりにあたる。現在の橋は古川渡から昔の橋のあった川原へ下る地点にかけられたものである。

西光寺と浄泉寺の間に描かれている山道は、現在も古宿へ抜ける道であり、山王権現の方へ至る道も、小形山の中谷へ至る道として使われている。

神社関係では宮が三か所に見える。絵図中央にみえる「諏訪明神」は氏神である。左側山道の峠に「天神」、同じく右側には「山王権現」が見えるが、現在とはともに廃されている。なお、「諏訪明神」と「西光寺」とは位置が入れ替えられて描かれており、間違っている。

寺関係では「西光寺・浄泉寺・真浄寺・泉明寺・薬師堂」が見えるが、「真浄寺、泉明寺」は浄泉寺境内にあったもので、現在は浄泉寺しかない。「泉明寺」は僧が還俗して一般家屋に住むようになり、屋号のみ泉明寺として今に伝わっている。

「薬師堂」は二つとも廃堂となっている。『甲斐国志』に戸数五二戸、人数二〇七人、内男一〇五人・女一〇二人、馬一九疋と記された川茂村は狭小地であり、往還にめぐまれなかったせいも、最近こそ農業近代化により専業農家はほとんどなくなったものの、長く農村様式を残し、集落も本村と枝村「坪松」の二集落のままであり、家数の増減も比較的少なく、わずかに坪松において戸数増加のきざしが見える程度である。なお、昭和五十五年国勢調査の世帯数・人口は、六七世帯・二七三人（男一三〇・女一四三）である。

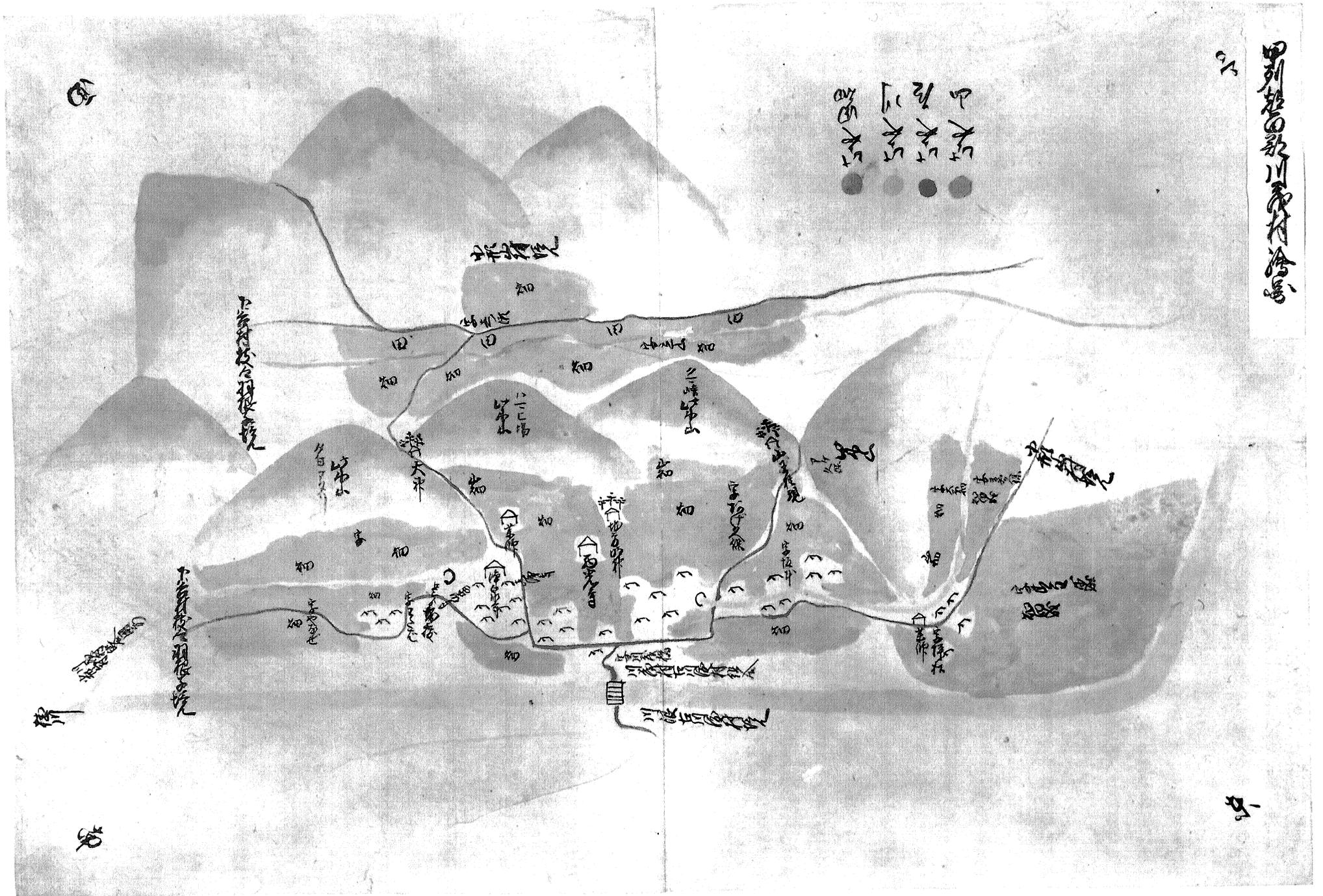
甲州都留郡川茂村絵図

34

- 此ノ山
- 此ノ川
- 此ノ田



1



三 文化三年 (一八〇〇) 八月 川茂村前々明細書上帳

〔表紙〕 文化三年

前々明細書上帳

寅八月

甲州都留郡

川茂村

〔後筆〕 東南ハ桂川ヲ隔テ古川渡ト境、西南ハ立山ヲカキリ、南ホウ沢ヲ境、下ハ桂川迄羽禰子ト境、西北ハ夕日アタリ、ハマヒ場・クマ峠峰ヲ限リ小形山ト境、又小形山ノ田畑トウチマジリ入込ナリ、此境キハメカタシ、東北ハ諏方森ヲカキリ、北ハ小形山ナリ、ホウ沢ヨリ諏方森ニ至マテ廿二丁橋場ヨリ後ノ峰迄凡八丁

寛文九酉年秋元但馬守様御検地御水帳三冊

一 高百七石七斗三合

川茂村

此反別廿壹町四反七步

此取

田高拾貳石壹升七合

此反別壹町四反八畝拾八步

畑高七拾三石九斗四升六合

此反別拾四町五反壹畝廿九步

畑田成高貳拾壹石七斗四升

此反別五町三反九畝廿步

〔折付邊の位置〕

〔折付邊〕 一 山畑四反三步

此取大豆壹斗五合

一 柴山貳拾貳町五反八畝拾六步

此取米貳石五斗貳升四合

一 永九百八拾六文 浮役金

一 当村土地、赤真土・白真土、其外黒土ニ御座候

一 田作五月中十日之内仕付申候、秋稻刈揚之儀、ひかん十日過ニハ早稲刈揚、夫より段々晚稲刈揚申候

一 畑作之儀、大麦・小麦・粟・稗・大豆・小豆・菜・大根作申候

一 田畑肥ニハ柴・秣・厩肥懸ケ申候

一 大豆三斗七升 薪山御年貢

是は金納

一 大豆七斗 朝日曾雌村

是は朝日曾雌村山元同前ニ入会仕、諸色往古より取

来り候間、年々右村山手とし遣申候

一 秣取場 壹ヶ所

是ハ下初狩村山手として塩、京升壹斗貳升五合年々

遣シ入会申候

一 当村板橋 壹ヶ所

是ハ古川渡村・川茂村組合、前々御私領之節ハ御地

頭様御入用にて御普請被成下、其後御料所ニ相成候

てハ御入用を以御普請被仰付来申候

一 当村より他村出作

古川渡村
四日市場村
小形山村

一 他村より当村へ入作

古川渡村
小形山村

一 用水路御普請所

是ハ川茂村・小形山村組合、前々より御入用を以御

普請被仰付来申候

一 田水 〔後筆〕 天明二年寅ヨリ川茂・小形山両村田水始テ池ヲウカチ通ル

是ハ下谷村枝合羽禰子境より当村迄長貳拾六町之内

田水ニ用申候

一 当村助合、黒野田宿・阿弥陀海道宿・白野宿へ罷出相

勤申候

一 当村御巢鷹山無御座候

一 田老反ニ付粃種壹斗程蒔申候、麦種之儀は貳斗程蒔申

候、但苗代五月中三拾四五日前仕、麦作九月土用中蒔

付申候

一 寺

山城國京都西本願寺末
西光寺

一 寺

同國同寺末
浄泉寺

一 薬師堂 貳ヶ所

浄泉寺

一 宮 三ヶ所

泉明寺

一 地方明神

村持

一 天神

美濃

一 山王権現

重兵衛

一 四季打鉄炮貳挺

嘉右衛門

一 当村男耕作之間薪秣取申候

重兵衛

一 当村女稼ニ絹織出申候

重兵衛

一 当村名主給分

重兵衛

米式俵壹斗四升畑米直段にて請取申候、外ニ五石分

村入用之夫金除申候

一 組頭給分

重兵衛

村入用夫銭高五石分除申候

一定使給分壹両二分

重兵衛

一 当村江戸へ道法貳拾四里

重兵衛

一 当村炭焼無御座候

重兵衛

一 当村紙漉無御座候

重兵衛

一 当村家数五拾貳軒

重兵衛

外

一 寺四ヶ所

重兵衛

一 人数貳百七人

男九拾六人
女百貳人
僧九人

一 大工 壹人

馬拾九疋

一 木挽 無御座候

馬拾九疋

右は此度御尋ニ付、当村明細書差上候通相違無御座候、
尤右外古跡・古筆等何ニても無御座候、以上

川茂村

文化三寅年八月

百姓代 文右衛門 ㊦
与頭 喜右衛門 ㊦
名主 重 藏 ㊦

松平伊予守様御内

御役人衆中様

○「甲斐国志編纂資料 明細書上書類 村里之部 玄」より。

(富士吉田市 加々美四郎家文書)